

返還中の皆さんへ

奨学金の返還は
便利な口座振替で

口座振替による返還のご案内

奨学金の返還は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

◆**口座振替とは**

ご指定の預金口座から毎月自動的に返還金をお支払いいただく方法です。
口座振替をご利用になりますと、納期ごとに金融機関に振込みに行く手間が省け、
うっかり返還を忘れてしまうこともなく確実です。

◆**口座振替ができる金融機関**

山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・ゆうちょ銀行（4行のいずれかを指定してください。）

◆**口座振替が不能になった場合**

残高不足等により返還金を預金口座から引き落とすことができなかった場合は、
県教育委員会から別途お送りする納入書を金融機関窓口にお持ちいただき、現金
で納入していただくことになります。

この場合、納入期限後の入金となるため、年14.5%の**違約金**が発生する可能性がありますので十分注意してください。

皆様からの返還金は、後輩奨学生のための
貸付金として活用されます。必ず返還いた
だきますようお願いいたします。

口座振替についてのご連絡・お問い合わせは……

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県教育庁高校教育課 奨学金担当

電話023-630-2052 fax023-630-2774